

(別紙1)

## 鳥取スタイルPPAによる県有施設への太陽光発電設備整備運営等事業実施条件

### 1 本事業の実施場所

本事業の対象となる県有施設（以下「対象物件」という。）及び想定される太陽光発電設備等の設置場所は、下表のとおりとする。

名 称	所 在 地	想定される設置場所
天神川流域下水道 天神浄化センター	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬 1517	西側空き地、南側空き地

### 2 本事業の実施期間

#### (1) 太陽光発電設備等の整備

令和7年4月1日から電力供給を開始できるよう、令和7年2月28日までに太陽光発電設備等の整備を完了すること。

なお、補助金を活用する場合は、交付要綱第7条第1項第1号の規定により実績報告を遅くとも同年2月28日までに提出する必要があるので留意すること。

#### (2) 太陽光発電設備等の維持管理及び電力供給

太陽光発電設備等の維持管理及びPPA契約による当該施設への電力供給を行う期間は、電力供給開始後20年間とする。

なお、事業の進捗状況によっては、県と事業者との協議により、(1)の電力供給開始日を前倒しする場合がある。

#### (3) 太陽光発電設備等の撤去

太陽光発電設備等は、本事業終了後、速やかに撤去し、原状復旧すること。

### 3 本事業における設備の整備内容

(1) 太陽光発電設備等で発電した電気は、対象物件でのみ消費するものとし、逆潮流はないこと。(逆潮流を防ぐ逆潮流継電器等を具備すること。)

(2) 電気料金は従量制とし、計量のために検定を受けた電力量計を整備すること。

(3) 事業者が提出した事業計画書の記載内容を基本とし、県と協議の上、整備内容を決定するものとする。

(4) 補助金を活用する場合は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日付環政計発第2203303号）別紙2の2（2）ア（ア）に定める交付要件を満たすこと。詳細は、交付要綱別表の備考欄による。

### 4 本事業の実施条件

募集要項の記載事項及び提出書類のほか、次の(1)から(6)までの条件に従うものとする。やむを得ず、当該条件を変更する必要がある場合は、県の承諾を得て変更すること。

#### (1) 県との協定書締結等

ア 本事業の着手前に、県との間で事業の実施に関する協定（別紙4協定書案参照）を締結すること。

イ 補助金を活用する場合は、交付決定を受けてから事業に着手すること。

ウ 整備内容、設置場所、工事期間及び施工方法等は対象物件の運営に支障がないよう、施設管理者と事前に協議し承諾を得ること。

- エ 設備を設置する場所については、行政財産の使用許可を得ること。
  - オ 施設管理者から示される行政財産の使用許可条件を遵守すること。
- (2) 太陽光発電設備等で発電した電気の売電
- ア 電力供給開始前に、施設管理者との間で電気料金単価等を定めたP P A契約を締結すること。当該電気料金単価は、県（施設管理者）に行政財産使用料相当額（本事業の売電売上の3.75パーセント）以上の経済的なメリットがある電気料金単価とすること。
  - イ 売電は、対象物件にのみ行い、他の施設等への送電は行わないこと。
  - ウ 事業者が、検定された電力量計で計量し、計量した電力量を使用電力量とし、電気料金単価を乗じて算出される額を施設管理者に請求すること。ただし、設備導入に補助金を活用している場合はその補助金額を控除した金額とすること。
  - エ 機器の故障等で正しく計量できない期間については、県と事業者が協議して使用電力量を定める。
  - オ 県は、経済社会情勢の変化等により県（施設管理者）の電気料金に対するメリットが著しく小さくなったと認める時は、電気料金単価その他の事項について、事業者と協議の上、変更することができるものとする。
  - カ 事業者は、対象物件の運営方針が変更されたこと等による想定電力使用量の変動等により、電気料金単価が著しく不当であると認めるときは、電気料金単価その他の事項について、県と協議の上、変更することができるものとする。
- (3) 本事業における補助金申請等
- 補助金を活用する場合、当該申請手続きに関する費用は、すべて事業者が負担すること。
- (4) 太陽光発電設備等の整備条件
- ア 本事業に係る費用はすべて事業者が負担すること。
  - イ 各種法令等に適合した設備とすること。
  - ウ 地上に設置する場合、既存の埋設物及び周辺構築部に影響を及ぼさないこと。
  - エ 本事業を原因とする不具合が生じた場合は、事業者の負担により補修すること。
  - オ 本事業開始後、対象物件の事業により太陽光発電設備等が支障となる場合は、発電を停止し、事業者の負担で設備を一時的に移設する等必要な対応をとること。
  - カ 本事業開始後、対象物件の電気点検などで太陽光発電設備等の発電を停止する必要がある場合は、事業者の負担で対応すること。
  - キ 本事業期間内は設備を健全に保全し、故障等が発生した場合は、速やかに対応できる体制を構築すること。
  - ク 太陽光発電設備等の出力が50kW未満の場合、本事業の責任分界点はパワーコンディショナの出力端子とする。パワーコンディショナの出力端子から対象物件の既設電気設備への連系点までの配線設備等は事業者が整備して施設管理者に無償で譲渡すること。ただし、契約が満了などで施設を撤去する場合、施設に譲渡された連系点までの配線についても事業者の負担で撤去すること。  
太陽光発電設備等の出力が50kW以上の場合は、既設電気設備への接続点を責任分界点とする。
- (5) 太陽光発電設備等の管理条件
- ア 太陽光発電設備等の管理手法等は事前に県が承認した事業計画に従って実施すること。
  - イ 太陽光発電設備等の維持管理については、関係法令等を遵守して適切に行うこと。また、設置箇所の草刈り等を定期的に行い、当該設備が正常に稼働するよう努めること。
  - ウ 太陽光発電設備等の出力が50kW未満の場合、施設管理者が既設電気設備について電気保安業務を外部委託し、太陽光発電設備等を当該委託に含めることが可能な場合は、当該委託費の増額分を事業者が負担すること。

エ 事業者は、設備の設置、点検及び修理等で対象物件に立ち入ることができるが、その際は施設管理者と事前に調整して、施設管理者の了解を得て行うこと。また、行政財産使用許可を遵守すること。

(6) その他

- ・天神浄化センターには、東側空き地と建物屋上に太陽光発電設備（1,500kW）が設置されているが、この設備は系統側への全量売電となっている。
- ・本事業に際して、県から中国地方整備局に財産関係の手続きが必要となるため、事業者は当該手続きの添付資料となる地番特定見取図（地番入りの太陽光発電設備設置平面図）を作成すること。
- ・天神浄化センターにおいて、令和7年3月までの予定で受変電設備改修工事が行われているため、事業者は当該工事の受注者と綿密な協議を行い、双方の事業に支障のないよう努めること。